

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）	1
○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）	9

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

- 一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出
 - 一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出
 - 一の三 別表第二の三（第一号の二、第二号⁽³²⁾から⁽⁸⁵⁾まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出
 - 一の四 別表第二の三に掲げる貨物（別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出
 - 一の五 ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出
 - 一の六 ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第一号の二、第二号⁽³²⁾から⁽⁸⁵⁾まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
 - 一の七 ロシアを仕向地とする貨物（別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）
 - 二 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（当該委託加工貿易契約に係る加工の全部又は一部が経済産業大臣が定める加工（以下「指定加工」という。）に該当するものに限る。）による貨物（当該委託加工貿易契約に係る加工で指定加工に該当するものを使用される加工原材料のうち、経済産業大臣が指定加工の区分に応じて定める加工原材料で当該指定加工に該当する加工に係るものに限る。）の輸出
- 2 経済産業大臣は、別表第二の三〇及び三三の項の中欄に掲げる貨物について前項第一号の規定による承認をするには、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得なければならない。
 - 3 経済産業大臣は、別表第二の三五の二の項（二）及び四三の項の中欄に掲げる貨物については、他の法令による輸出の許可又は確認を受けている場合限り、第一項の規定による承認をするものとする。

別表第二の三（第二条、第四条関係）

一〇二（略）

二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）

イ 木材及びその製品のうち、次に掲げるもの

- (1) 化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剥ぎした木材
- (2) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品

ロ 鉄鋼のうち、次に掲げるもの

- (1) 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品
- (2) ステンレス鋼その他の合金鋼のフラットロール製品

ハ 鉄鋼製品のうち、次に掲げるもの

- (1) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
- (2) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器
- (3) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

ニ アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの

- (1) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
- (2) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

ホ 手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃

ヘ ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

- (1) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品
- (2) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品
- (3) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品
- (4) 蒸気タービン及びその部分品
- (5) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品
- (6) 液体タービン又は水車の部分品
- (7) ターボジェット及びターボペラ並びにこれらの部分品

- (8) 反動エンジン、液体原動機及び気体原動機
- (9) 液体ポンプ
- (10) 真空ポンプ及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品
- (11) エアコンディショナー
- (12) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品
- (13) ベーカーオーブン
- (14) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品
- (15) カレンダーその他のローラー機の部分品
- (16) 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品
- (17) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品
- (18) プリータックル、ホイスト、ウインチ及びキャプスタン
- (19) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品
- (20) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品
- (21) 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械並びにこれらの部分品
- (22) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品
- (23) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品
- (24) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械
- (25) 製本用機械の部分品
- (26) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械
- (27) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品

- (28) 印刷機並びにその部分品及び附属品
- (29) 人造纖維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械
- (30) 紡績準備機械、紡織用纖維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用纖維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフテイング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械
- (31) (その部分品及び附属品を含む。)並びに部分品及び附属品
 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用纖維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品
- (32) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品
 転炉、取鍋及びインゴット用鑄型並びにこれらの機器又は鑄造機の部分品
 金属圧延機及びそのロール
- (33) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウオーターージェット切断機械の部分品及び附属品
- (34) 金属加工用のマシンニングセンター及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの機械又は金属加工用のユニットコンソルトラクションマシンの部分品及び附属品
- (35) 旋盤並びにその部分品及び附属品
 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附属品
- (36) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品
 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分品及び附属品
- (37) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び附属品
- (38) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品
- (39) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (40) 品及び附属品
- (41) 品及び附属品
- (42) 品及び附属品
- (43) 品及び附属品

- (44)(45)(46)(47) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (45)(46)(47) ツールホルダー、自動開きダイヘッド及び工作物保持具
- (47)(46)(45)(44) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
- (47)(46)(45)(44) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品
- (48)(49)(50)(51) 謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械
- (48)(49)(50)(51) 電子式計算機の部分品及び附属品
- (49)(50)(51) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、捏ね和わ機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機
- (51)(50)(49)(48) ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械及びこれらの機械又は電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械の部分品
- (52)(53) ゴム若しくはプラスチック又はこれらを材料とする物品の成形用機械
- (53)(52) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械
- (53)(52) 類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品
- (54)(55)(56)(57) 鋳型ベース、鋳造用パターン及び鋳物性材料の成形用の型
- (55)(56)(57) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁
- (56)(57) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品
- (57)(56)(55)(54) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品
- (58) ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール
- (59)(60) 積層造形用の機械及びその部分品
- (60)(59) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品

- ト
- (61) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品
- (1) 電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの
- (2) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品
- (3) トランスフォーマー
- (4) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれらの部分品
- (5) 空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品
- (6) 鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池
- (7) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品
- (8) 電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置の部分品
- (9) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びその部分品
- (10) ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器
- (11) 電熱用抵抗体
- (12) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品
- (13) 不揮発性半導体記憶装置
- (14) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー
- (15) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
- (16) 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機
- (17) 陰極線管モニター
- (18) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品
- (19) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品
- (20) 固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品
- (21) 印刷回路
- 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品

- (22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)(29)(30)(31)(32)
- 電気制御用若しくは配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品又は数値制御用の機器の部分品
 フライメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源
 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品
 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品
 集積回路及びその部分品
 粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器
 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）
 炭素ブラシ
 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手
 機器の電気式部分品
 電気電子機器のくず
- チ 鉄道用機関車、炭水車、鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両及び無蓋車
- リ 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの
 雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
 貨物自動車
 特殊用途自動車
- 又 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品
 トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品
- (5) 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
 又 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
 (1) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品
 (2) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
 (3) 落下傘及びロケットシュート並びにこれらの部分品及び附属品
 (4) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
 (5) 無人航空機及びその部分品
- ル 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げ

- るもの
- (1) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル
- (2) 対物レンズ
- (3) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
- (4) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
- (5) 映画用の撮影機
- (6) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器
- (7) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び光学機器その他の機器の部分品として設計した望遠鏡
- (8) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品
- (9) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び附属品
- (10) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機
- (11) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計若しくは乾湿球湿度計又はこれらを組み合わせた物品の部分品及び附属品
- (12) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
- (13) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器
- (14) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコプ並びにこれらの部分品及び附属品
- (15) スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器
- (16) テストベンチ
- (17) 液体式又は気体式の自動調整機器
- ヲ 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型及びパズル

三 (略)

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄)

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、同項の特定の種類の貨物を同項の特定の地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

(経過措置)

第六十九条の五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。